

# 用地買収価格の審査体制の強化について

令和6年4月10日（水）

知事定例記者会見資料

担当 県土マネジメント部総務課  
大澤(4110)、馬場(4120)

# 用地買収価格の審査体制の強化について

## 目的

土地買収価格の妥当性及び透明性をさらに向上させます

- 一定の金額及び面積を超える土地を買収する際は、有識者からなる「**奈良県土地評価額適正審査会**」に諮ります。

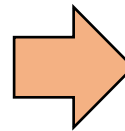
### 従前

#### 【金額及び規模】

1 契約で取得する土地の合計が  
予定価格 7 千万円以上 かつ  
その面積が 2 万㎡以上の案件

#### 【事業所管】

県土マネジメント部の案件



### 強化後

#### 【金額及び規模】

1 契約で取得する土地 又は  
事業(注)のために買収するまとまった  
土地の合計が、予定価格 7 千万円以上  
かつ その面積が 2 万㎡以上の案件

(注) 継続的に行っている道路法、河川法及び砂防  
法による施設整備等に係る土地の買収を除く。

#### 【事業所管】

奈良県の全案件

例) 過去の事業で、従前では対象外であったが、強化後は対象となる事業例

- 大和平野中央プロジェクト事業 (1 契約では要件を超えない。総面積約 27 万㎡、総額約 47 億円)
- 中央卸売市場 (1 契約では要件を超えない。総面積約 3 万㎡、総額約 18 億円)